

安全統括管理者・運航管理者の資格者証の交付申請について

関東運輸局海上安全環境部運航労務監理官

令和8年度より、船舶を使用して人を運送する事業を行っている全事業者において、安全統括管理者・運航管理者は、「該当する各管理者の試験に合格し、経歴を有した有資格者」である必要があり、有資格者とは、資格者証の交付を受けた者を指します。

※令和8年度より前に事業を開始した事業者（以下、既存事業者という）については、1年間の経過措置があるため、令和9年3月31日までに上記の手続きを行う必要があります。

資格者証交付申請の詳細手順等について、以下のとおりご案内します。

交付申請は、申請者の住所地を管轄する地方運輸局（当該住所地が本邦外にあるときにあっては、関東運輸局長）に行う必要があります。

勤務地ではなく住所地となりますので、ご注意ください。

1. 資格者証交付申請ができる条件（下記すべての条件を満たす必要があります）

- ① 安全統括管理者又は運航管理者試験に合格し、試験の翌日から起算して **12 営業日** を経過した者
例) 受験日が2025年12月1日（月）の場合、翌日から12営業日後の2025年12月17日（水）以降から申請可能。

（参考）試験の申込に関しては、下記 URL からご確認ください。

https://www.prometric-jp.com/examinee/test_list/archives/93

- ② 船舶の運航管理、船舶乗務等の経歴を有するもの
（本申請案内4頁 ※1 安全統括管理者・運航管理者資格者証の取得要件 参照）
 - ◎ 資格者証は「発行日から2年間」有効です。
 - ◎ **既存事業者の場合、資格者証を有した者の選任義務は令和9年度から発生するため、令和9年3月31日までは経過措置期間となります。この点を踏まえて資格者証の交付申請のタイミングをご確認ください。**

2. 交付申請必要書類（（様式）、（記載例）をクリックすると、各様式が表示されます）

▼申請書

- ① [（様式）安全統括管理者資格者証交付申請書](#) [（記載例）](#)
[（様式）運航管理者資格者証交付申請書](#) [（記載例）](#)

（手数料1,700円の※**収入印紙**を貼付。）

※横浜第二合同庁舎一階の横浜第二合同庁舎内郵便局でも販売しております。

- ② [（様式）宣誓書](#)

▼その他添付書類

- ① 試験結果合格証明書（又は試験結果レポート）
※上記証明書の有効期限は合格日から10年です。
例) 合格日が2025年5月11日の証明書は、2035年5月10日まで有効
- ② [\(様式\) 安全統括管理者実務経験証明書](#)、
[\(様式\) 運航管理者実務経験証明書](#)
又は本申請案内「4頁 ※1 安全統括管理者・運航管理者資格者証の取得要件」を証する証明
(船員手帳の経歴がわかる箇所の写し等)
- ③ 住民票の写し又は個人番号カードの表面の写し等
(個人番号の記載がないものに限ります。個人番号が記載されている場合は返却されますのでご注意ください。)
※住民票の写し(個人番号の記載のないもの)等に関しては有効期限があるものを除き提出日前から1年以内に作成されたもの

【資格者証に旧姓を併記したい場合のみ追加が必要】

- ④ 戸籍謄本

【郵送による交付を希望する場合のみ追加が必要】

- ⑤ 追跡機能のある返信用封筒(角型2号封筒に簡易書留料金490円分の切手が貼付済のもの)又はレターパック
※複数の方の申請をまとめて一つの返信用封筒にて返送を希望する場合、簡易書留料金を超過してしまう場合がありますので、その場合はレターパックの利用をお願いいたします。

【代理人による窓口申請の場合のみ追加が必要】

- ⑥ [\(様式\) 委任状](#)及び代理人の本人確認を行うことができる書類(運転免許証、旅券又は健康保険証等)の**提示**
※代理申請については、海事代理士もしくは親族が代理申請を行う場合、可能となります。ご不明点ございましたらお問い合わせください。

3. 提出方法 (以下のいずれかの方法でご提出ください。)

※資格者証の要件の審査等が必要となることから、窓口を持参しても即日では交付されません。翌営業日以降の交付となりますのでご了承ください。

- ① 関東運輸局海上安全環境部運航労務監理官に直接持参

申請受付時間

8:30～12:00 13:00～16:00

② 郵送申請

(他業務の対応による窓口不在などの場合を鑑み、当局では郵送申請を推奨しております。
遠方にお住まいの方をはじめ、近隣にお住まいの方も郵送申請をご検討下さい。)

郵送先及び問い合わせ先

〒231-8433

神奈川県横浜市中区北仲通 5-57 横浜第二合同庁舎 16F

関東運輸局海上安全環境部運航労務監理官 あて

TEL : 045 - 211 - 7230 FAX : 045 - 201 - 8794

E-mail: ktt-kanto-unroukan@gxb.mlit.go.jp

※郵送申請の場合、代理人申請は不可となります

- 補正等の電話連絡をさせていただく場合があるため、申請書内の電話番号は日中つながりやすい番号で記載をお願いいたします。
- 一定期間内に補正が完了しない場合は返送させていただく場合がございますのでご了承ください。

4. 注意事項

- 資格者証を請求する方の経歴について、本申請案内「4頁 ※1 安全統括管理者・運航管理者資格者証の取得要件」の基準を満たす必要があります。
- 提出いただいた書類のみで確認が取れない場合には、追加で書類の提出をお願いする場合があります。
- 実務経験の確認のため、現在の勤務先（経験年数によっては現在の勤務先に加えて以前の勤務先）の第三者に対して、経験を有していることを当局から電話等で行う場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 資格者証受領後、安全統括管理者・運航管理者の選任届出の提出が別途必要です。（既存事業者は経過措置により令和9年3月31日まで）
- 資格者証の有効期間は交付から2年間です。有効期間満了日までに更新講習の受講及び資格者証の更新のお手続きが必要です。更新のお手続きを行わなかった場合、資格は失効となりますのでご注意ください。

※ 1 安全統括管理者・運航管理者資格者証の取得要件

安全統括管理者・運航管理者資格者証の取得要件

令和8年度以降（既存事業者は1年間の経過措置あり）の経験要件				
安全統括管理者			運航管理者	
船舶運航事業又は内航海運業	運航管理者又は運航管理補助者としての業務その他の船舶の運航管理に関する業務	1年以上	船長としての業務	1年以上 (貨物船は2年)
	船長又は乗組員としての業務		甲板部の職員としての業務	1年以上 (貨物船は2年)
	ISMコードの管理責任者又は安全管理組織の要員としての業務		機関部又は無線部の職員としての業務	2年以上 (貨物船は3年)
	(令和8年度より前の)安全統括管理者としての業務		運航管理者又は運航管理補助者としての業務その他の船舶の運航管理に関する業務(令和8年度より前の経験を含む。)	1年以上
内航海運業及び(運航船運業等)	船長としての業務 (自家用船は不可。) (小型船舶安全統括管理者資格者証に限る。)	3年以上	船長としての業務 (自家用船は不可。) (小型船舶運航管理者資格者証に限る。)	3年以上
	「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」(令和5年6月国土交通省大臣官房運輸安全監理官)5(4)1に規定する「安全管理体制に必要な手順及び方法を確立し、実施し、維持し、改善する」に相当する業務	1年以上	-	-

※総合安全統括管理者資格者証及び大型船舶安全統括管理者資格者証については、大型船舶の経験でなければならない。
 ※経験年数の通算が可能。(例：船舶運航事業の船長と運航管理補助者の経験それぞれ半年ずつで、安全統括管理者資格者証を申請可能)

※ 2 試験合格から選任届出までのフローチャート

